

事務センターだより

第83号
平成23年4月5日
亀山市学校事務センター
リーダーグループ



4月、新年度が始まりました。子どもたちは希望に胸膨らませながら新学期を待っていたことでしょう。私たち教職員にとっても、新しいメンバーと出会い心新たに作る季節です。学校事務センターも新しいメンバーで23年度のスタートをきりました。新担当部門で、それぞれが力量を発揮できるよう頑張ります。よろしくをお願いします。

平成23年度の事務センター経営方針及び組織を紹介します。

学校事務の効率化を進め、学校の教育業務を支援する

H23年度 事務センター経営方針

重点目標

事務組織を確立し、学校事務の職務を通して学校経営に参画する
学校間の事務機能を均質化し安定した事務処理を提供すると共に、教育業務を支援する

努力目標

既に実施している業務のさらなる効率化を図り、教育業務の支援のための業務を拡充する
教育業務の支援をするために、学校、市教委、市長部局及びその他の組織等と密に連携、協働する
学校教育推進に効果的な学校事務業務を共同実施で実現し、教育業務を支援する

組織

リーダーグループ

グループリーダー 柴田

サブリーダー 久保田
(給与・福利G担当)

サブリーダー 櫻井
(総務・財政G担当)

給与・福利グループ

主に県費に関する業務
給与・旅費など

チーフ 市野

メンバー 草川 中林 稲垣
垂髪 黒川



総務・財政グループ

主に市費に関する業務
経理・管財など

チーフ 森田

メンバー 福島 佐竹 円谷
小林 西沢



亀山市学校事務センター

電話82-1177 FAX82-2766

給与振込口座の変更は 5月電算報告時のみです

給振口座は、婚姻等特別な場合を除いて、年に一度（5月給与）しか変更することができません。

変更を希望される方は、金融機関での手続きが必要ですので事務職員に用紙を請求して下さい。

事務センター提出締め切り
4月 12日(火)

採用者・転任者は、4月に手当等の認定手続きが必要です

通勤手当など、採用・転任に伴う異動時には、期日までに証拠書類を揃えて、届を提出し認定を受けなければなりません。

手当認定は、事実発生後15日以内に届け出て、不備なく認定された時は、4月分より支給されます。

各人の状況は、事務職員で把握しきれないので、個々に手当支給に該当すると思われるときは、本人から申し出てください。